

令和8年度 帯状疱疹予防接種の費用助成について

たいじょうほうしん

奥出雲町では、帯状疱疹予防接種の助成を次の通り実施します。

帯状疱疹とは

帯状疱疹は、水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水泡(水ぶくれ)が現れる皮膚の病気です。合併症の1つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。帯状疱疹のことを地域によっては胴巻き(どうまき)と呼ぶこともあります。

対象者

令和8年4月に通知を送付しています。

① 令和8年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれの方	85歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの方
70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれの方	90歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方
75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれの方	95歳	昭和 6 年4月2日～昭和 7 年4月1日生まれの方
80歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれの方	100歳	大正15年4月2日～昭和 2 年4月1日生まれの方

② 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方

内容

	乾燥弱毒生水痘ワフチン	乾燥組換え帯状疱疹ワフチン
実施期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 令和8年度の対象者は、令和9年4月1日以降は任意接種となり、全額自己負担になりますので、接種スケジュール等にご注意ください。	
助成額	1回につき4,000円	1回につき10,000円
自己負担金	医療機関での接種費用から、助成額を引いた額 (医療機関によって自己負担金額が異なります)	
接種の方法	1回(皮下注射)	2回(筋肉内注射)
接種間隔		2か月以上の間隔をあける ただし、6か月までに2回目の接種を完了することが望ましい
接種条件	病気や治療によって、免疫が低下している方は接種できない	免疫の状態に関わらず接種できる

※詳細は送付した案内文書をご覧ください。

【お問い合わせ】

健康福祉課 健康づくり推進1係・2係 電話:54-2781

有害鳥獣の捕獲・駆除実績

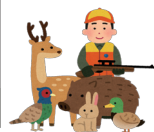
奥出雲町では、有害鳥獣捕獲班の皆さんに有害鳥獣を捕獲・駆除していただいています。令和8年5月の捕獲・駆除頭数実績は次のとおりです。

地域	ニホンジカ	イノシシ	タヌキ	カラス	サギ類	その他
仁多地域	5	22	6	53	0	3
横田地域	8	20	2	0	0	0
合計	13	42	8	53	0	3

※その他は、アナグマ、ヌートリア等の合計です。

有害鳥獣による農作物被害があった場合は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】 農業振興課 農業生産・鳥獣係
電話:52-2679
有線:20-4000(内線4338)



国民健康保険税



令和8年度から 子ども・子育て支援金制度が始まります

◇令和8年度の税率・額について

子ども・子育て支援金制度の創設により、令和8年度から従来の保険税(医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)に加えて、新しく子ども・子育て支援金分の納付が始まります。

なお、従来部分の税率・額は、長引く物価高騰や新制度開始の影響を考慮し、据え置きとしました。(下表参照)

区分		①医療給付費分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分 (※1)	【新設】 ④子ども・子育て支援金分
所得割	課税所得(※2) ×%	8.08%	2.51%	1.95%	0.28%
均等割	1人あたり	27,300円	8,600円	8,500円	1,227円(※3)
平等割	1世帯あたり	19,400円	6,200円	4,600円	763円
18歳以上均等割	18歳以上の 加入者1人あたり				40円
最高限度額		67万円	26万円	17万円	3万円

※1 介護保険分は、40歳～64歳の方が介護保険料として国保税に含めて納める額です。

※2 国保税における課税所得とは、前年中の総所得金額等から基礎控除として43万円を控除した額です。

※3 年齢が18歳未満の方は、子ども・子育て支援金分の均等割はかかりません。

国保税(年額)=①医療給付費分+②後期高齢者支援金等分+③介護納付金分+④子ども・子育て支援金分

令和8年度国民健康保険税額の詳細は、7月中旬に送付している納税通知書でご確認ください。

▶ 子ども子育て支援金制度とは

全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。これに伴い、令和8年度より皆様にご加入されている医療保険に、「子ども・子育て支援金分」が上乗せされました。これは国民健康保険税だけでなく、ほかの公的医療保険(健康保険・共済組合・国民健康保険組合・後期高齢者医療保険等)に加入されている方も同様です。

子ども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



子ども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」



◇低所得者に対する軽減

世帯のうち国保加入者全員の令和7年所得額の合計(擬制世帯主の所得を含む)が下表に該当する場合、均等割と平等割をそれぞれの軽減割合に応じて減額します。

軽減割合	世帯のうち国保加入者にかかる前年の総所得額(擬制世帯主の所得を含む)
7割軽減	基礎控除額(43万円)※4
5割軽減	基礎控除額(43万円)※4 + 31万円 × (被保険者数)※5
2割軽減	基礎控除額(43万円)※4 + 57万円 × (被保険者数)※5

※4 給与・年金所得等が2人以上いる場合は、基礎控除額(43万円)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)

※5 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

【お問い合わせ】 ■「資格」について 健康福祉課 電話:54-2511 有線:31-5000(内線5121)

■「税」について 税務課 電話:52-2671 有線:20-4000(内線4101)